

特定建築物における

平成 24 年 4 月から



# 地域産木材の利用 再生可能エネルギー利用設備の設置 建築物環境配慮性能の表示

の義務化がスタートします！

～京都市地球温暖化対策条例に基づく規定～

京都市では平成 17 年 10 月 1 日より、床面積（増築の場合は当該増築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 ㎡以上の新築又は増築をする建築物（以下「特定建築物」といいます。）の建築主（以下「特定建築主」といいます。）に建築物排出量削減計画書の提出を義務付けています。

この特定建築物には、**平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに**

- ・ **地域産木材**（京都府内の森林において産出された木材として認証を受けたもの）の**利用**
  - ・ **再生可能エネルギー利用設備**（太陽光発電設備、太陽熱利用設備等）の**設置**
  - ・ **建築物環境配慮性能**（CASBEE 京都による評価結果）の**表示** を行うことが義務付けられます。
- （※平成 24 年 4 月 1 日以降に確認申請書の提出を行った建築物が対象）

## 地域産木材の利用

特定建築主は、特定建築物に一定量以上の地域産木材を利用しなければなりません。

### ■地域産木材の利用義務量

- ・ 居室（以下に掲げるものを除きます。）の各面積（㎡）を  $A_1, A_2, A_3, \dots$  とするとき、  
**義務量（ $m^3$ ） =  $1/100 (\sqrt{A_1} + \sqrt{A_2} + \sqrt{A_3} + \dots)$  以上**となります。

（**実際の利用量については、内装材、外装材、構造材等を含む建築物全体で算入できます**）

※義務量算定の居室に含めなくてよい居室

- ・ 建築基準法における内装制限により、壁・天井の仕上げを準不燃材料以上としなければならない居室（施行令第 129 条第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 6 項にかかるもの）
- ・ 機能上又は衛生上、建築材料として木材を利用することが適当でないと認められる居室（例：工場作業室、浴室等）

### ■地域産木材として認められるもの

- ・ **京都市内の森林において産出された木材**（製材、加工品を含む）のうち、市長が指定する機関の**登録を受けた者が供給するもの**（みやこ杣木又はみやこ杣木製品）
- ・ **京都府内の森林で産出された木材**（製材、加工品を含む）として市長が指定する機関の**認証を受けたもの**（ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 認証木材）

## 再生可能エネルギー利用設備の設置

特定建築主は、特定建築物又はその敷地に、一定量以上のエネルギーが利用可能な再生可能エネルギー利用設備を設置しなければなりません。

### ■再生可能エネルギー利用設備の義務基準

**熱量に換算して年間 30,000 メガジュール以上の再生可能エネルギーを利用**するもの

（例：太陽光パネルを真南向きに傾斜角 30° で設置した場合、定格容量 3.10kW 相当以上）

### ■再生可能エネルギー利用設備として認められるもの

【エネルギーを変換して利用する設備】

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 太陽熱利用設備（太陽熱温水器等）
- ・ バイオマス利用設備（ペレットボイラー等）
- ・ 風力発電設備
- ・ 水力発電設備
- ・ 地熱発電設備

【エネルギーを直接に利用する設備※】

- ・ 自然採光設備（ライトシェルフ等）
  - ・ 自然換気設備（換気用自動ダンパー等）
  - ・ 温度差利用設備（クール/ヒートチューブ等）
- ※景観規制等により変換利用の設備を設置することが適切でない場合や立地条件上日射量が十分得られない場合等に限り算入可能

# 建築物環境配慮性能の表示

特定建築主は、特定建築物の工事期間中、工事現場の見やすい場所に建築物環境配慮性能の表示をしなければなりません。また、特定建築物の販売の広告をするときは、その広告に建築物環境配慮性能の表示をしなければなりません。

## ■表示すべき内容

- CASBEE 京都による環境配慮性能の評価結果のうち、
- ・建築物の環境効率（ランク、BEE 値→標準システム）
  - ・重点項目への取組度（5段階評価→独自システム）

## ■表示の義務対象

- ・工事期間中の表示：**全ての特定建築物**
- ・販売広告への表示：**販売広告のうち、以下のもの**

【表示の対象となる広告】

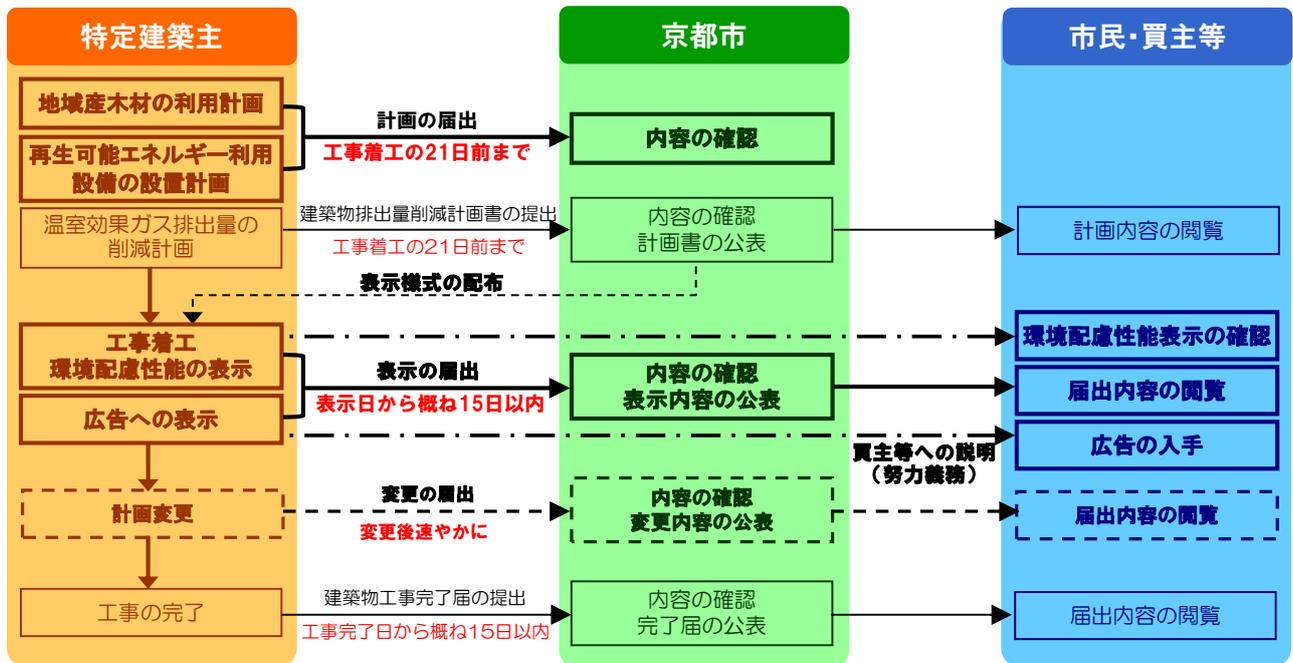
- 1.新聞、雑誌などに掲載される広告（A4サイズを超えるもの）
- 2.チラシ、ビラ、パンフレット、小冊子など（同上）
- 3.インターネットや電子メールの利用による広告
- 4.DVD、CDなどの電子的な方法によって行う広告

○建築物排出量削減計画書の任意提出を行った建築主の方も対象です（努力義務）。



建築物環境配慮性能表示（（ ）内寸法は広告用）

# 手続きの流れ



※任意提出の建築物排出量削減計画書についても、同様の流れになります。

# その他の関連規定

## ■特定緑化建築物等の緑化

緑化重点地区内で敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の新築、改築を行う場合、建築確認申請の 30 日前までに緑化計画書の提出が必要です（これまでは京都府知事への提出でしたが、平成 24 年 4 月 1 日からは、京都市長への提出となります。）。

## ■CASBEE 京都-既存、改修の提出（任意提出）

既存、改修の建築物で、CASBEE 京都による評価を行ったものについても評価書類の提出が可能となります（CASBEE 評価結果シート等の公表あり）。

## ◆ お問合せ先

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 環境配慮建築係  
〒604-8751 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
TEL 075-222-3620 FAX 075-212-3657

URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-3-1-0-0.html> E-mail : [kenchiku-sidou@city.kyoto.jp](mailto:kenchiku-sidou@city.kyoto.jp)